

パーソナルデータ取得の際の分かりやすい説明 に関する経済産業省の取組み

弁護士 森 亮二



目次

- 2012年度：IT融合フォーラムパーソナルデータWG報告書

- 2013年度：事前相談評価
 - 評価基準書の策定
 - 事前相談評価の実施
 - ベストプラクティスの公表

IT融合フォーラムパーソナルデータWG報告書

- 総務省の「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」が個人情報保護法の抜本的な改正を含めた長期的な課題に関するものであるのに対し、経済産業省のこの報告書は、現行法のもとで実施可能な即効性のある施策を提案するもの
- 以下の3つの信頼関係構築の手法を提案し、それらの標準化や個人情報保護法のガイドラインへの盛り込みを検討している。
 - (1) 分かりやすい表示のための工夫
 - (2) 情報提供機関の活用
 - (3) 消費者による開示情報の選択

IT融合フォーラムパーソナルデータWG報告書

(1) 分かりやすい表示のための工夫

- ラベルによる一覧表示の方法
- アイコンを利用して視覚イメージに訴える表示方法

(2) 情報提供機関の活用

- 消費者に対して企業の信頼性に関する情報を提供する審査・認証機関
- ベンチャー企業等に対して法律や政府ガイドラインに関する情報を提供する助言機関

(3) 消費者による開示情報の選択

消費者が企業のサービスを受ける際に、企業に対して提供する自分の個人情報を選択できるようにする仕組みのこと。Facebookの会員情報共有の仕組み等

IT融合フォーラムパーソナルデータWG報告書ーラベルによる一覧表示

項目	記述例	
取得者	ABC社 (http://www.XXXXXXXXXX.com/)	
取得情報	サービス提供に必要な情報	氏名、住所、年齢、性別、趣味、好きな楽曲、好きなスポーツ……
	取得者の分析に利用される情報	IPアドレス、位置情報……
	オプトアウトの方法	コントロール画面よりチェックボックスを外す
取得方法	Webページより利用者が入力したもの	
取得時	約款の『同意ボタン』を押したときから	
利用期限	ユーザ登録を抹消するまで	
任意取得情報	有無	有
	取得する情報項目及び利用目的	性別(新サービスの研究・開発)、 位置情報(近隣店舗のクーポン提供)……
	方法	識別情報を削除して個人を特定できない状態で利用 (データサンプル http://www.XXXXXXXXXX.com/sample)
	オプトアウトの方法	コントロール画面よりチェックボックスを外す
第三者提供	有無	有
	提供する情報項目及び利用目的	性別(広告精度の充実) 位置情報(広告精度の充実)
	提供先	Y社、Z社……
	オプトアウトの方法	コントロール画面よりチェックボックスを外す
問合せ窓口	ABC社 (http://www.XXXXXXXXXX.com/)	
基本契約	2011年〇月〇日付付利用規約 (http://www.XXXXXXXXXX.com/tos/2011)	
第三者評価	評価機関Aでの評価 (http://os-dr.info/)	
規約の変更	7日間の掲示を以て変更	
詳細な情報へのリンク	利用規約 (http://www.XXXXXXXXXX.com/termservice/) プライバシーポリシー (http://www.XXXXXXXXXX.com/privacy/)	

取得する情報項目を表記する。

サービスに必須の情報項目を明示する。

オプトアウト方法を表記する。

取得が任意の情報項目を表記する。

取得する情報項目は、サービス内容との関連しづらい項目から順に記載する。

取得する情報項目と利用目的を紐付けて、簡潔に記述する。

第三者提供の情報項目を表記する。

詳細な情報リンクはリンクで表記する。

- Kantara Initiative で検討された手法。
- 定型的なフォーマットによるため企業にとっては作成が容易で消費者にとっては理解しやすい

IT融合フォーラムパーソナルデータWG報告書－アイコンによる一覧表示

2012年度

取得する情報項目を適切に表現したデザインとすること。

詳細情報のページあるいはポップアップに、取得する情報項目と利用目的を紐付けて表示すること。

取得する情報項目

クリックし
詳細を拡大

取得する情報項目	取得する情報項目の概要	利用目的	匿名化処理及び 第三者提供のレベル
	○ 本サービスでは、あなたの氏名や性別、年齢などの 個人情報 を取得します。	○ 取得した個人情報は、サービス変更の通知やプッシュ広告のために利用されます。	○ 匿名化処理を行った上で、 リコメド 情報の配信のための、 パートナー企業 と共有します。

取得情報が、それを直接取得した事業者以外と共に活用される場合には、その提供先や共有先を明記する。

リンクをクリックすると、具体的なパートナー企業の一覧が表示される。

本サービスでは、リコメド情報の配信のため、以下のパートナー企業との間で、取得した情報を共有します。

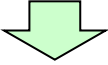
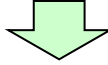
□ [株式会社 aaaaaa](#)

□ [株式会社 bbbbbb](#)

※さらに、リンクをクリックすると各企業のWebサイトを表示

「評価基準」と「事前相談評価」

2013年度

- 「IT融合フォーラム パーソナルデータWG報告書」は、事業者がパーソナルデータを取得する際の、消費者に対する情報提供や説明の「分かり易さに関する手法・アプローチ」の提案。

- この「分かり易さに関する手法・アプローチ」を広く普及させていくために、多くの事業者が参照し利用できるような「評価基準」を策定。

- さらに、事業者が基準に合致した取組を行っていることを客観的に評価し消費者に情報提供できるような第三者による評価の仕組み（「事前相談評価」）を整理。

評価基準

2013年度

1. 記載事項

パーソナルデータの取扱いに関する情報として、以下の7項目が記載されていること

- ① 提供するサービスの概要
- ② 取得するパーソナルデータと取得の方法
- ③ パーソナルデータの利用目的
- ④ パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先
- ⑤ 消費者によるパーソナルデータの提供の停止・訂正の可否及びその方法
- ⑥ 問合せ先
- ⑦ 保存期間、廃棄

評価基準

2013年度

2. 記載方法

(1) 取得するパーソナルデータとその取得方法に係る記載方法

- ① 取得するパーソナルデータの項目とその取得方法について、可能な限り細分化し、具体的に記載していること
- ② 取得するパーソナルデータの項目やその取得方法のうち、消費者にとって分かりにくいものを明確に記載していること

(2) パーソナルデータの利用目的に係る記載方法

- ① 取得するパーソナルデータの利用目的を特定し、具体的に記載していること
- ② パーソナルデータの利用目的が、取得するパーソナルデータの項目と対応して記載されていること
- ③ 取得するパーソナルデータの利用目的のうち、消費者にとって分かりにくいものを明確に記載していること

評価基準

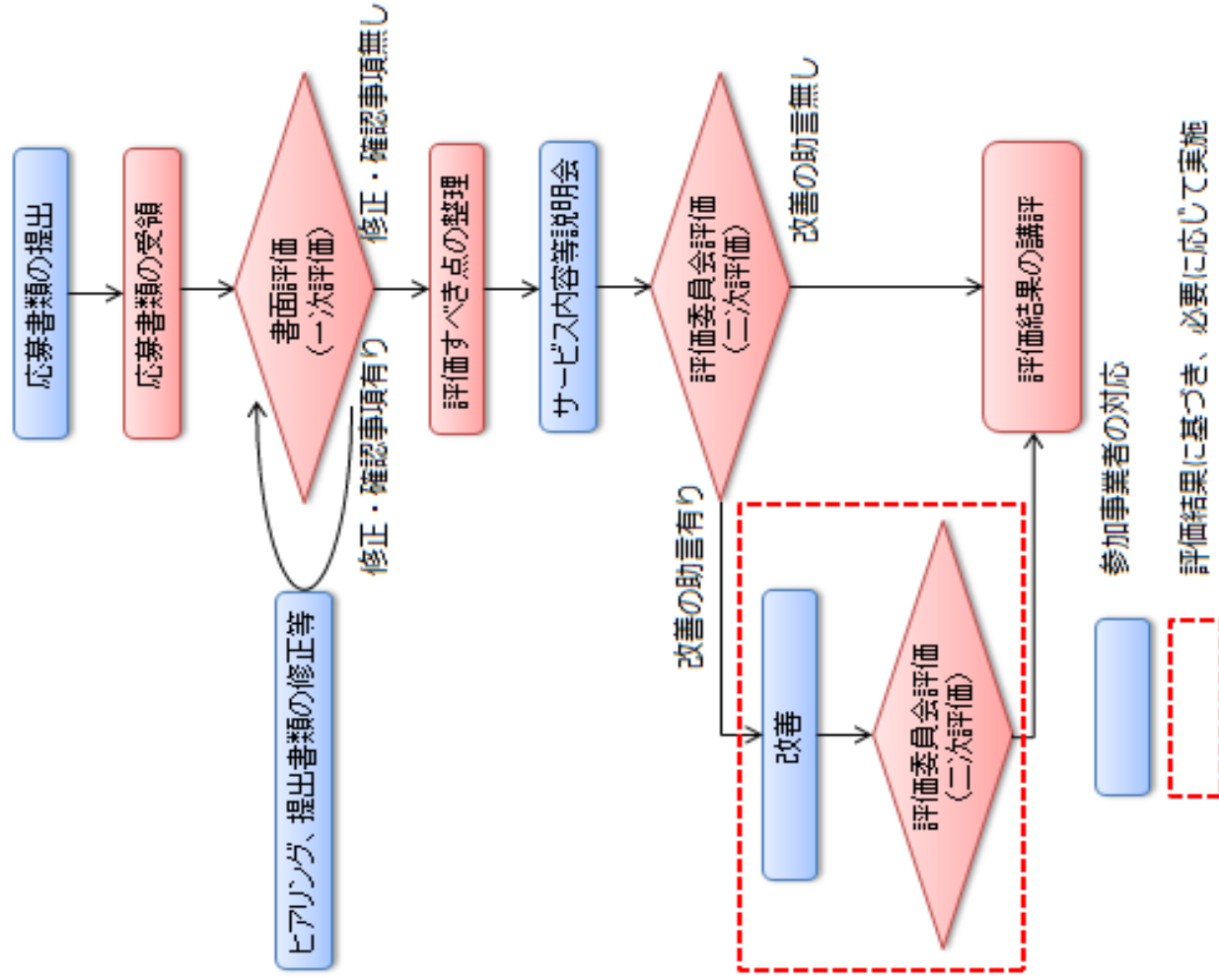
2013年度

2. 記載方法(続き)

- (3) **第三者への提供の有無及びパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先に係る記載方法**
- ① 事業者が取得するパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合、その提供先(事後的に提供先を変更する場合は提供先の選定条件を含む)及び提供目的が記載されていること
 - ② 事業者が取得したパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合、その加工方法が記載されていること
- (4) **消費者によるパーソナルデータの提供の停止の可否及びその方法に係る記載方法**
- 消費者が事業者によるパーソナルデータの取得の中止又は利用の停止が可能であるかが記載され、可能である場合には取得の中止方法又は利用の停止方法を明示して記載していること

事前相談評価

2013年度



※ サービス内容等説明会を事前に実施し質疑応答も行った上で、評価委員会で実際に2社分の評価を行って評価に係る認識を共有し、メールベースで各委員の評価結果を収集した。

ベストプラクティスの公表等

2013年度

- 講評の結果、良かったもの、良くなったものについては、事業者の希望に応じて公表。
- KDDI研究所、シャープなど
- 評価基準と事前相談評価の手続きのみならず、評価基準の策定プロセスと事前相談評価の実施プロセスを詳細に記録したものを公表。
- 経済産業省のウェブサイトから「事前相談評価」のサイト内検索で。
<http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140326001/20140326001.html>

ご清聴ありがとうございました
